

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）

第35条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- （1）危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- （2）危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等安全な措置を講ずること。
- （3）危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- （4）危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- （5）危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- （6）危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- （7）危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について定めたものであり、法第11条第1項による許可を受けた危険物製造所等及び仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けた場所以外の場所において、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合（法第16条に規定する運搬を除く。）の全てに適用される。

【解説】

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（第1号関係）

「防火上安全な場所」は、火災の発生及び拡大を防止する観点から判断され、危険物の量及び性状に応じて、貯蔵し、又は取り扱う場所の広さ、火気使用箇所からの距離及び周囲の状況から判断して、安全な場所とする。このとき、危険物の性状及び発生する可燃性蒸気の滞留危険についても考慮することが必要である。例えば、暖房用機器等の附属設備において燃料として危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、第3条第1項第18号の基準に適合させる必要がある。

附属設備において貯蔵し、又は取り扱うもの以外のもの（例：ポリ容器等で灯油を貯蔵している場合等）については、第3条第1項第18号ウの基準に準じた場所を安全な場所とすることが適当である。暖房用機器等に用いられる危険物は、主として、灯油又は重油が一般的であり、当該危険物の性状を考慮する。また、暖房用機器等の燃料タンクに注油する取扱いを行う場合、付近にある燃焼器具が使用されている状態は、防火上安全とは言えず、燃焼器具の使用を停止させる必要がある。

2 火気の使用制限（第2号関係）

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、原則として火気の使用をしてはならない。ただし、作業工程等により、やむを得ず火気を使用する場合には、①最小限度の火気使用とし、通風若しくは換気を行い、可燃性蒸気又は可燃性の微粉等による引火若しくは粉じん爆発等の危険性を排除する、②区画を設けることにより、火気の使用場所に可燃性蒸気又は可燃性の微粉等の流入を防止することのいずれかの措置をとる必要がある。

なお、引火点が40℃未満の危険物を取り扱う場合及び引火点が40℃以上の危険物を引火点以上で取り扱う場合等は、通風又は換気等の措置では火災予防上の措置として不十分である場合が多く、区画等の措置の追加又は可燃性蒸気等が滞留する箇所からの排出措置を講ずるなど、実態に即した安全対策が必要である。

3 整理整頓（第3号関係）

危険物その他のものが雑然とした状態で置かれていたり、あるいは必要のない物件が置かれていることは、火災予防上危険である。物件の必要性の有無については、可燃性の物件に限るものではなく、貯蔵し、又は取り扱う場所の性格から、当該物件の必要性を合理的に判断する。

4 危険物の漏れ等の防止措置（第4号関係）

危険物が漏れ、あふれ、又は飛散した場合の火災危険性から規定されるもので、貯蔵又は取扱いの形態に応じて、容器の密栓、取り扱う際に用意する受け皿、弁等の管理等が該当する。

また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、位置、構造及び設備の技術上の基準の規定により、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を生じないような構造の設備とすることが規定されているが、貯蔵及び取扱いの面においても規制しなければ、実効性が担保されないために規定したものである。

5 危険物を収納する容器（第5号関係）

危険物を貯蔵し、又は取り扱う容器は、当該危険物の性質に適した材質のもので、破損、腐食、さけめ等、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれのある不良な容器を使用してはならない。

危険物の性質に適した材質のもの判断は、固体の危険物においては危規則別表第3、液体の危険物においては危規則別表第3の2において適用する運搬容器の材質又はこれと同等以上の性質（耐熱、耐薬品性及び強度等）を有する材質をいう。

なお、本号でいう容器は、必ずしも運搬容器の基準に適合している必要はない。

6 危険物を収納した容器の取扱い（第6号関係）

危険物を収納した容器に対する粗暴な行為はしてはならない。本号は、前号で危険物を収容する容器について規定しているが、たとえ危険物を収納した容器が収納の時点で安全であっても、その後の行為により、容器が危険な状態となることを防止することを目的としているものである。

7 危険物を収納した容器の保管に係る措置（第7号関係）

地震等により危険物を収納した容器が転落し、転倒し、又は他の落下物等による損傷を防止する措置の例としては、次の措置が挙げられる。

(1) 容器が倒れないようにする措置の例

固定用の柵を設け、又は容量の小さな瓶などについては、セパレート型のケースに収納する等の措置

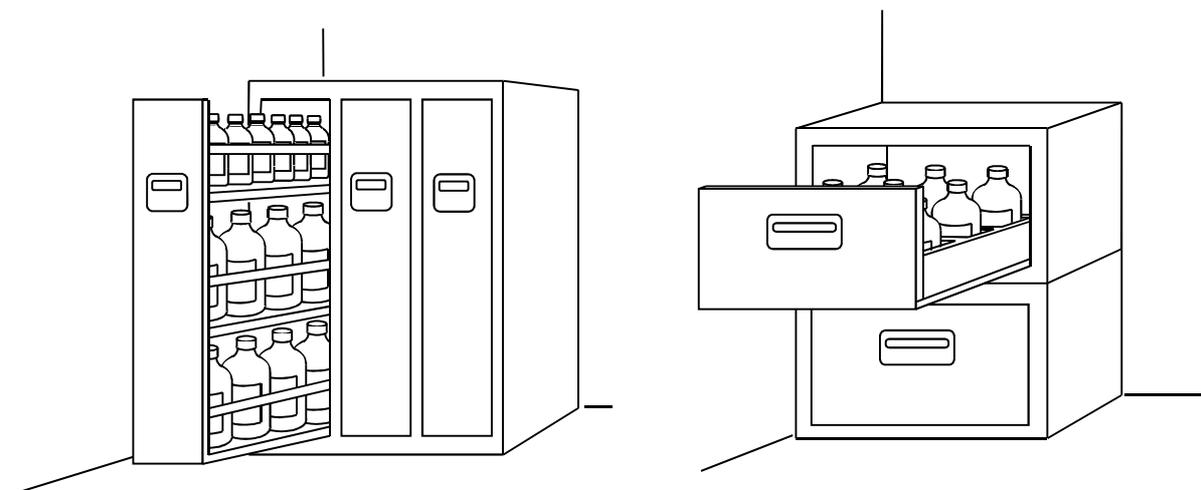
(2) 柵から落下しないようにする措置の例

柵に柵を設け、又はセパレート型のケースを柵に固定する措置

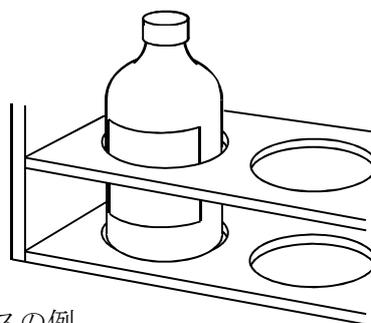
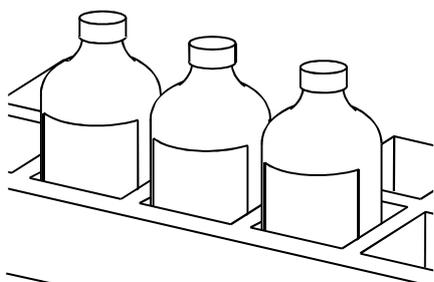
(3) 落下物から保護する措置の例

落下物の無い位置に置く、又は堅牢な箱等の収納容器（例：危険物を収納する容器ごと収納する容器等）内に置く等の措置

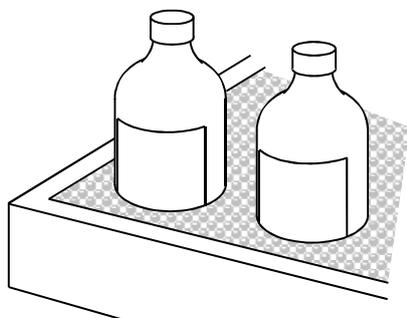
危険物を収納した容器の保管に係る措置の例



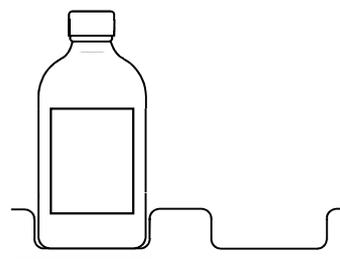
棚等に収納する場合の例



セパレートケースの例



砂箱内に収納する場合の例



固定台にくぼみを設ける場合の例

8 火災予防上必要な指導事項等

指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、位置、構造及び設備の技術上の基準が規定されていないことから、火災予防上の必要事項として、以下の事項に留意する。

- (1) 危険物を収納するタンク又は危険物を収納する容器の置き場を設ける場合は、避難上支障の無い位置とすること。
- (2) タンクを設置する場合、炉の附属設備の燃料タンクである場合は、第3条第1項第18号の基準に従い、また、その他のタンクである場合は、同号イ、オ及びカの基準に準じた固定方法により設置すること。
- (3) 配管により取り扱う場合、炉の附属設備である場合は、第3条第1項第19号の基準に適合させるほか、その他の場合についても、配管の設置位置は、周囲の状況から判断して容易に損傷し

【第35条（少量危険物の貯蔵・取扱いの技術基準）】

ない場所に敷設すること。

(4) 化学実験室等で危険物に該当する薬品等を保管する場合、保管場所は火災予防上安全な場所とするほか、不燃性の棚、ロッカー又は収納ケース等に収納すること。なお、化学実験室においては、第32条の規定の適用を受け、第35条、第36条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第36条の4第1項の規定の準用を受けることに留意すること。

(5) 店舗等において、容器に密栓した状態で収納された危険物を販売するもので、第36条の基準に適合させることのできない場合は、同一の場所における数量を指定数量の5分の1未満とし、次に掲げる基準により取り扱うこと。

ア 危険物の性状に応じ、法第16条に規定する運搬の基準に適合する容器に収納された危険物のみを取り扱うこと。

イ 小規模店舗（コンビニエンスストア等）において、灯油を販売する場合は、次によること。

(ア) 店舗営業中の陳列場所は屋外とし、店員等の従業者が容易に視認できる場所とすること。

(イ) 陳列用の棚は、不燃性の材料で造られたものとし、陳列場所において、容易に動かすことができない構造とすること。

(ウ) (イ) の棚は、灯油を収納した容器を置いた場合において、容易に転倒しないよう、当該棚の高さに対して、幅が十分に広い構造とするか、又は固定すること。

(エ) 灯油を収納した容器を陳列する場合は、容量の大きい容器は棚の下部に陳列するほか、可能な限り棚の下部に陳列し、重心による安定を図ること。

(オ) 棚には、容器が容易に転倒及び落下しない措置（柵等）を講じること。なお、盗難防止用のワイヤー等のみをかけることについては、固定措置とみなすことはできない。

(カ) 雨及び雪が降りかかることを防止するためのビニールシート（可燃性）による覆いについては、数量が指定数量の5分の1未満であり、かつ、維持管理が適切になされる場合について、認められるものであること。

ウ 店舗（ホームセンター等）において、燃料、潤滑油、塗料その他の危険物を販売する場合

(ア) 同一の陳列棚（通路で囲まれた一団をいう。）には可燃物（危険物及び可燃性の物品のうち、容器に収納され密栓されたものを除く。）を陳列しないこと。

(イ) 危険物を陳列している棚の周囲3メートルの範囲内に、可燃物（容器に収納され密栓された危険物及び可燃性の物品を含む。）の陳列がされていない場合は、当該危険物を陳列している棚を同一の場所の範囲として取り扱って差し支えない。